

# 使用前確認証

原規規発第 2208192 号

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

令和2年8月26日付け三原燃第20-0319号（令和3年5月28日付け三原燃第21-0140号、令和3年7月1日付け三原燃第21-0231号、令和3年8月30日付け三原燃第21-0350号、令和3年10月21日付け三原燃第21-0472号、令和3年11月19日付け三原燃第21-0525号、令和3年12月24日付け三原燃第21-0631号、令和4年1月6日付け三原燃第21-0668号、令和4年1月28日付け三原燃第21-0750号、令和4年3月31日付け三原燃第21-0865号、令和4年5月30日付け三原燃第22-0105号及び令和4年7月28日付け三原燃第22-0236号をもって一部変更）をもって申請がありました加工施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の3第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第3条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和4年8月19日

原子力規制委員会